

大 阪 連 盟 規 約

令和元年6月2日発行

日本ボーイスカウト大阪連盟

大阪連盟規約

平成23年6月5日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
令和元年6月2日	一部改正

大 阪 連 盟 規 約

(名称) 第1条	本連盟は日本ボーイスカウト大阪連盟 =Osaka Council, Scout Association of Japanと称する。
(設置) 第2条	本連盟はボーイスカウト日本連盟(以下日本連盟と称する)に加盟登録した大阪府内のすべての団をもって組織する。
(事務所) 第3条	本連盟の事務所は大阪市内におく。
(目的) 第4条	本連盟は日本連盟の定款に基づく日本連盟の教育規程に従い、大阪府内のボーイスカウト運動を推進し、同様の目的を有する他の団体と友好関係を図ることを目的とする。
(事業) 第5条	<p>本連盟はその目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ボーイスカウト運動の普及及び広報 (2) ボーイスカウト運動の教育計画の策定及び運営 (3) 指導者の養成 (4) 国際相互理解の促進及び国際協力 (5) 地球環境の保全・保護及びその教育 (6) ボーイスカウト教育の特長を活かした自然体験活動等の推進 (7) 教育に必要な施設の提供 (8) 集会及び講演会の開催 (9) その他目的達成のために必要な事業
(役員) 第6条	<p>本連盟の役員は次の通りとする</p> <p>連盟長 1人 理事長 1人 理 事</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区を代表する者各地区ごとに1人 (2) 連盟長の委嘱する者若干名 <p>但し、理事長を除く連盟長委嘱理事の数は本連盟の地区の数を超えてはならない。</p> <p>コミッショナー 1人 監 事 2人 名誉会議議員 5人 事務局長 1人 特別委員長 若干名</p> <p>なお必要に応じて副連盟長、副理事長及び副コミッショナーをおく。</p>
(顧問・相談役) 第7条	本連盟に顧問及び相談役をおくことができる。

(連盟長) 第8条	<p>連盟長は理事会の発議により総会において推戴する。</p> <p>②任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>③連盟長は大阪府内における本運動を代表し、統理する。</p>
(副連盟長) 第9条	<p>副連盟長の推戴の手續及び任期は前条と同じとする。</p> <p>②副連盟長は連盟長を補佐し事故あるときはこれを代理する。</p>
(理事長) 第10条	<p>理事長は理事の互選によって就任する。</p> <p>②理事長は理事会の議長となり、本連盟を代表し、総理する。</p>
(副理事長) 第11条	<p>副理事長は、理事中より理事会の議を経て就任する。</p> <p>②副理事長は理事長を補佐し、事故ある時はこれを代理する。</p>
(地区代表理事) 第12条	<p>地区代表理事は、当該地区の地区委員長が総会の確認を得て就任する。</p> <p>②地区代表理事は、当該地区を代表し、本連盟の運営に参画する。</p> <p>③任期は1年とし、再任を妨げない。</p>
(連盟長委嘱理事) 第13条	<p>連盟長委嘱理事は理事会内に連盟長委嘱理事選考委員会を設け、同委員会の選考結果を理事会に諮りその議を経た後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱し、本連盟の運営に参画する。</p> <p>②任期は2年とし、再任を妨げない。</p>
(コミッショナー) 第14条	<p>コミッショナーは、理事会の議を経て、連盟長が日本連盟に推薦し、日本連盟コミッショナーが日本連盟理事長と協議して委嘱する。</p> <p>②任期は2年とし、12月31日に更新するものとし、再任を妨げない。</p> <p>③資格及び責務は、日本連盟教育規程の示す通りとする。</p>
(副コミッショナー) 第15条	<p>副コミッショナーは、コミッショナーの推薦に基づき理事会の議を経て連盟長が委嘱する。</p> <p>②任期、資格及び責務は日本連盟教育規程の示す通りとする。</p>
(監事) 第16条	<p>監事は総会において選任する。ただし、本連盟の他の役員を兼ねることはできない。</p> <p>②任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>③監事は本連盟の資金及び経理を監査する。</p>
(名誉会議議員) 第17条	<p>名誉会議議員は総会において選任し、連盟長が委嘱する。</p> <p>②任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>③名誉会議議員は名誉会議の構成員となる。</p>
(事務局長) 第18条	<p>事務局長は本連盟理事会の承認を経て、理事長が任命する。</p> <p>②任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>③事務局長は理事会の議定を執行し日本連盟教育規程に示された任務を行うと共に本連盟の各種会議及び委員会の幹事となる。</p>

(特別委員長) 第19条	<p>特別委員長は本連盟理事会の承認を経て、理事長が任命する。</p> <p>②任期は当該年度を越えない期間とする。ただし、年度を越える時は理事会の承認を得る。</p> <p>③特別委員長は当該委員会を主宰する。</p>
(定年) 第20条	<p>第6条の本連盟役員のうち連盟長及び副連盟長を除く役職にあるものは、65才をもって定年とする。ただし、名誉会議議員及び事務局長の役職にあるものは70才をもって定年とする。任期中に定年を迎えた場合は、直後の年次総会までの職にとどまる。</p>
(顧問・相談役) 第21条	<p>顧問及び相談役は理事会の議を経て連盟長が委嘱する。</p> <p>②任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>③顧問及び相談役は連盟長の諮問に応ずるとともに、各種会議に出席し意見を述べることができる。</p>
(任期) 第22条	<p>欠員によって補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。</p>
(参与) 第23条	<p>本連盟に名誉役員として、参与をおくことができる。</p> <p>参与は理事会の議を経て連盟長が委嘱する。</p> <p>②任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>③参与は理事長の諮問に応ずる。</p>
(会議) 第24条	<p>本連盟に次の会議を設ける。</p> <p>総会、理事会、名誉会議</p>
(総会) 第25条	<p>総会は毎年一回定期に開催するほか、理事会又は総会議員の3分の1以上の要請により臨時に開催することができる。</p> <p>総会は連盟長（連盟長欠員の場合は、連盟を代表する者）が招集する。</p>
(総会議員) 第26条	<p>総会議員は次の通りとする。</p> <p>(1)本連盟内の加盟団を代表する者各1人</p> <p>(2)第6条の本連盟役員</p>
(総会議長) 第27条	<p>総会の議長は総会議員中から選出する。</p>
(総会手続) 第28条	<p>総会の招集手続、その成立、議決の方法は次の通りとする。</p> <p>(1)総会招集の通知は開催1週間以前に総会議員が受領できるように送付しなければならない。</p> <p>(2)総会の定員数は議員の過半数(委任状を含む)とし、その議決は出席者の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。 ただし、本連盟規約の制定及び改正は、その3分の2以上の議決による。</p> <p>(3)総会議員はあらかじめ示された議決につき、その賛否を明らかにした委任状によって他の出席議員に議決を委任することができる。</p> <p>(4)総会は提出議案につき、これを審議、決定する。</p>

(総会の権限) 第29条	<p>年次総会において報告し承認をうけるべき事項は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前年度の事業報告及び決算 (2) 当年度の事業計画及び予算 (3) 本連盟役員を選任 (4) 加盟団分担金の金額及び徴収方法 (5) 本連盟規約の制定及び改正 (6) その他重要事項
(理事会) 第30条	<p>理事会の構成は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事長(議長) (2) 副理事長 (3) 理事(地区代表理事及び連盟長委嘱理事) (4) 事務局長(幹事役として出席し、議決の数に加わらない。) <p>②連盟長、副連盟長、コミッショナー、副コミッショナー、理事でない特別委員長、監事並びに特に理事長が指名し、理事会が認めた者は、随時理事会に出席し、発言することができる。ただし、議決の数に加わらない。</p> <p>③理事会は、理事長が招集し、開催する。</p>
(理事会の運営) 第31条	<p>理事会の定員数は過半数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>ただし、総会に提出する本連盟規約の改正に関する事項の議決は出席者の3分の2以上の同意を要する。</p> <p>②理事会は理事長が主宰する。</p>
(理事会の権限) 第31条の2	<p>理事会は本連盟の目的を達成するため重要事項を協議決定し、本連盟の運営及び事業の執行に当たる。</p>
(名誉会議の権限) 第32条	<p>名誉会議は理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。</p>
(名誉会議の構成) 第33条	<p>名誉会議はコミッショナーおよび名誉会議議員をもって構成する。</p>
(名誉会議の招集・報告) 第34条	<p>名誉会議は必要の都度コミッショナーが招集する。この会議の議決事項は理事会に報告しなければならない。</p>
(運営委員会) 第35条	<p>本連盟に次の運営委員会をおく。各委員会は理事会の議定を助けると共に、理事会の委任に基づき本連盟の業務執行を分担する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務 (2) 指導者 (3) スカウト (4) 行事 (5) 国際
(特別委員会) 第36条	<p>本連盟は必要に応じて特別委員会をおく。特別委員会は理事会の指示に基づき特定の分野または事項について、定められた期間理事会の議定を助けると共に本連盟の業務執行を分担する。その存置する期間は設置のつど理事会において定める。</p>

(委員会の議決) 第37条	前2条の委員会の議決は特に理事会の委任をうけた場合を除き、理事会の承認を得てその効力を発生する。
(運営委員長) 第38条	運営委員長は理事会の議を経て理事中から理事長が委嘱する。 ②任期は2年とし再任を妨げない。 ③運営委員長は当該委員会を主宰する。
(運営副委員長) 第39条	運営副委員長は、当該運営委員会の委員長の推薦に基づき理事会の議を経て理事長が委嘱する。 ②任期は1年とし再任を妨げない。 ③運営副委員長は運営委員長を補佐する。
(運営委員会) 第40条	運営委員会の構成は次の通りとする。 ア・当該委員会と同一分野を担当する各地区代表委員。 イ・当該委員会の委員長と事務局長の合議に基づき推薦され理事会の議を経て理事長が委嘱した委員。 ②運営委員会委員の任期は1年とし再任を妨げない。
(特別委員会) 第41条	特別委員会委員は当該委員長と事務局長との合議に基づき理事会の議を経て理事長が委嘱する。その定数および任期は理事会において定める。
(事務局) 第42条	本連盟に事務局を設ける。事務局には事務局長のほか必要な職員をおくことができる。
(事務局職員) 第43条	事務局職員は理事会の議を経て理事長が任免する。
(資料センター) 第44条	事務局に資料センターを設ける。
(資金) 第45条	本連盟の資金は次にかかげるものによる。 (1) 大阪連盟費収入 (2) 寄付金収入 (3) その他の収入
(経理年度) 第46条	本連盟の経理は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(決算) 第47条	本連盟の決算は監事の監査を受け、年次総会に報告しその承認を受けなければならない。
(地区) 第48条	本連盟に運営の便宜上、理事会の定める地域ごとに地区を設ける。地区は定められた地域内の全ての加盟団をもって組織する。地区の目的、責務及び運営は日本連盟教育規程に示すところによる。
(付則) 第49条	この規約に定めある場合を除き、本連盟の運営はすべて日本連盟教育規程およびその附属諸規程の示すところによる。
(施行) 第50条	本規約は令和元年6月2日から施行する。